

2019年10月1日

お客様各位

日産化学株式会社 農業化学品事業部 営業企画部ラウンドアップグループ

9月29日付北海道新聞記事の内容について

平素は弊社ラウンドアップマックスロード製品シリーズをご愛顧くださり誠にありがとうございます。

去る9月29日付北海道新聞に『グリホサート系除草剤 ネオニコチノイド系殺虫剤 農薬2種健康被害懸念』という記事が掲載されましたが、ラウンドアップ製品に含まれるグリホサートに関しては、下記の通り日本を含む各国当局にて発がん性を含む安全性が確認されておりますので、引き続き安心してお使いいただけます。

記

発がん性については、2015年3月に国連の世界保健機関(WHO)の下部組織である国際がん研究機関(IARC)が、ラウンドアップの有効成分であるグリホサートをグループ2A(ヒトに対しておそらく発がん性がある)に分類したことが安全性の議論のきっかけとなっております。しかしIARCの評価は、公表されている限られた文献情報に基づき、物質や環境等の因子に発がん性があるかどうかという「根拠の強さ」を示すもので、物質の発がん性の強さや暴露量に基づくリスクの大きさを示すものではありません。IARCは他に、グループ2Aとして、美容師や理容師、夜間シフト労働、赤肉、65℃以上の熱い飲み物など、またグループ1(発がん性を示す十分な証拠がある)として加工肉、アルコール飲料、太陽光ばく露などの評価を発表しています。

一方、農薬の国際基準の設定のためにリスク評価を科学的に行っている国連の FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議 (JMPR) は IARC の発表後グリホサートの再評価を実施し、2016 年 5 月に「食を通じてグリホサートがヒトに対して発がん性のリスクとなるとは考えにくい」と発表しました。また 2018 年 5 月には WHO が IARC に対して JMPR や FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議(JECFA)によって評価された化学物質について、IARC での評価を行うことは混乱を招くと指摘しています。

日本を含む世界各国の規制当局においても IARC の発表以降、グリホサートの発がん性を含めた 安全性の評価について見解を発表しています。

日本では内閣府食品安全委員会が 2016 年 7 月に「神経毒性、発がん性、繁殖能に対する影響、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった」と結論付けた評価書を発表しています。また、欧州では欧州食品安全機関 (EFSA) が 2015 年 11 月に「グリホサートは発がん性または変異原性を示さず、受精能、生殖、胚発生に影響する毒性を持たない」、欧州化学物質庁 (ECHA) が 2017 年 3 月に「グリホサートは発がん性物質、変異原性物質あるいは生殖毒性と分類する基準に合致しない」という見解を示しました。米国では米国環境保護庁 (EPA) が 2017 年 12 月に「グリホサートはヒ



トに対して発がん性があるとは考えにくい」と結論付けた評価書案を公表し、その後 2019 年 4 月 にも「グリホサートは発がん物質ではないことを確認した」という見解を示しました。その他カナダ保健省病害虫管理規制局 (PMRA)、ニュージーランド環境保護庁 (EPA)、オーストラリア農業・動物用医薬品局 (APVMA) も同様の見解を示しています。

さらに米国環境保護庁(EPA)は2019年8月、カリフォルニア州がグリホサート含有製品ラベルに発がん性ありと記載するよう求めていることは誤った情報をユーザー等に伝えると批判し、ラベル記載している農薬登録者に対し3か月以内に本注意書きを削除するよう指導しています。

また発達神経毒性試験は、登録受けるために実施される各種毒性試験において、神経学的影響が認められるなど、確認の必要がある場合に発達神経毒性試験が要求されます。

現在日本のガイドラインにおける発達神経毒性試験の提出要求の条件は以下のようになります。 「神経毒性や繁殖毒性の他の毒性試験の結果から、成熟動物又は発達段階の動物に投与に関連 する神経学的影響(臨床神経毒性症状、機能/行動影響、脳重量変化、神経系の奇形、神経組織病 理学的所見等)が認められ、発達期の神経毒性を確認する場合」

グリホサートは各種毒性試験において神経学的影響が認められていないため、発達神経毒性試験成績の提出が要求されません。求められるすべての試験成績を提出した上で登録を受けております。

グリホサートを含め農薬に関しては、日本を含む各国の規制当局が、様々な項目についての適 正なガイドラインに沿った多数の試験成績を基に、継続的かつ厳正に審査したうえで使用を認可 しています。

製品ラベルに記載された注意事項を守り、安心してラウンドアップマックスロード製品シリーズをお使いいただきますようお願い申し上げます。

以上

【参考】

世界保健機関: WHO (World Health Organization)。国際連合の専門機関のひとつ。

- 国際がん研究機関: IARC (International Agency for Research on Cancer)。がんの原因及び 予防の研究、がんに関する情報の収集・普及などを目的として設立された WHO (世界保健機関) の下部機構。
- FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議: JMPR (Joint Meeting on Pesticide Residues)。FAO (国際 連合食糧農業機関) と WHO が共同で農薬の残留基準値を決めるために設立。
- FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議: JECFA (Joint FAO/WHO Expert Committee on Food Additives)。国際連合食糧農業機関(FAO)および世界保健機関(WHO)下にある科学専門家委員会で、食品添加物や汚染物質、自然毒、動物用医薬品などの安全性評価を行いコーデックス委員会やメンバー国に対して科学的な助言している。
- 食品安全委員会:国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下、規制や指導等の リスク管理を行う関係行政機関から独立して、科学的知見に基づき客観的かつ中 立公正にリスク評価を行うため、2003年7月1日に新たに内閣府に設置された機 関。



- 欧州食品安全機関: EFSA (European Food Safety Authority)。欧州委員会により食品の安全性に関する科学的なリスク評価を行う機関。
- 欧州化学物質庁: ECHA (European Chemicals Agency)。EU内の化学物質の管理について統一性を持たせることを目的として、化学物質の登録、評価、認可、制限の手続きの運用・調整を行う欧州連合(EU)の専門機関のひとつ。
- 米国環境保護庁: EPA (United States Environmental Protection Agency)。人の健康および、 大気・水質・土壌などに関する環境の保護・保全を目的とした行政機関。
- カナダ保健省病害虫管理規制局: PMRA (Health Canada Pest Management Regulatory Agency) カナダ保健省の支部として 1995 年に設立された農薬規制を担当する行政機関。
- ニュージーランド環境保護庁: EPA (New Zealand Environmental Protection Authority) 環境に影響を与える活動を規制する責任を担っている行政機関。
- オーストラリア農業・動物用医薬品局: APVMA (Australian Pesticides and Veterinary Medicines Authority) 農薬や動物医薬品などの化学物質及びその製品に対してヒト、動植物、環境を保護するため、安全性及び有効性の科学的評価により規制を行う行政機関。